

鹿 児 島 県 公 報

令和元年5月24日（金）第6号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県庁舎外来駐車場管理規則の一部を改正する規則（※）（管財課取扱い） 1
○鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（※）（工業用水課取扱い） 3

告 示

- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 3
○保安林の指定の解除（2件）（森づくり推進課取扱い） 4
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（2件）（社会福祉課取扱い） 4
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の休止（社会福祉課取扱い） 6
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（3件）（社会福祉課取扱い） 6
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（3件）（社会福祉課取扱い） 7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 9
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 9
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 9
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 10
○漁業の免許（水産振興課取扱い） 10
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 11
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 11
○道路の位置指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 11

公 告

- 令和元年度家畜商講習会開催公告（畜産課取扱い） 11
○開発行為に関する工事の完了公告（2件）（建築課取扱い） 12

監 査 委 員 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに監査の事務を補助できる期間（監査委員事務局取扱い） 13

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員等検定合格者審査実施公告（生活安全企画課取扱い） 13
○令和元年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告（交通指導課取扱い） 16

規 則

鹿児島県庁舎外来駐車場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第1号

鹿児島県庁舎外来駐車場管理規則の一部を改正する規則

鹿児島県庁舎外来駐車場管理規則（平成8年鹿児島県規則第80号）の一部を次のように改正

する。

第4条第1項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第6条第1項中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区域		車種	長さ、幅及び高さ
身体障害者用駐車場	行政庁舎南側出入口前の区域	普通自動車（側車付きの自動二輪車を含む。以下同じ。）のうち身体障害者が使用するもの	長さ5.0メートル以下、幅2.4メートル以下及び高さ2.3メートル以下であるもの
	上に掲げる区域以外の区域		長さ5.0メートル以下及び幅2.4メートル以下であるもの
大型車駐車場		大型自動車（中型自動車，準中型自動車及び大型特殊自動車を含む。）	制限なし
		普通自動車	長さが5.0メートルを超えるもの、幅が2.4メートルを超えるもの又は高さが2.3メートルを超えるもの

別記第1号様式その1を削り、同様式その2中

「
大 型 車
 県庁舎 身障者専用 駐車場 駐車券
 」

使用者の氏名	
--------	--

を

「
県庁舎外来駐車場駐車券
 」

区 域	身体障害者用駐車場 ・ 大型車駐車場
使用者の氏名	

に，

入 場 時 間	入 場 時 刻
出 場 時 間	出 場 時 刻

を

に改め、同様式その2を同様式とする。

別記第2号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 5 条関係)

駐 車 券 紛 失 届

年 月 日

管理者 殿

届出者 住所
氏名

駐車券を紛失したので、鹿児島県庁舎外来駐車場管理規則第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 駐車券紛失の状況
- 2 駐車時間
年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
- 3 自動車登録番号

※使用料	円	取扱者職氏名	㊞
------	---	--------	---

備考 ※の枠内は、記入しないでください。

附 則

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 6 条及び別記第 2 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに鹿児島県庁舎の外来駐車場（北駐車場及び南駐車場の 1 階部分の区域（二輪駐車場を除く。）に限る。）の使用を開始し、同日までに当該使用を終了しなかった者の当該使用に係る使用料の納付については、なお従前の例による。

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年 5 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 2 号

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成 31 年鹿児島県条例第 9 号）の施行期日は、令和元年 5 月 31 日とする。

告 示

鹿児島県告示第 47 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
南さつま市坊津町坊字穴解場5951番から5955番まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南九州市川辺町野崎字駒返り8312番1，8312番22，8312番26，8312番34から8312番37まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第49号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大島郡大和村大字大榎字深山甲1028番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大和村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者		事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人厚徳会	薩摩川内市勝目町 5842番地5	ヘルパーステーション ヨンスズらん	薩摩川内市勝目町 5219番地1	平成30年 3月31日	訪問介護
南さつま市	南さつま市加世田川 畑2648番地	南さつま市地域包 括支援センター	南さつま市加世田川 畑2650番地1	平成30年 3月31日	居宅介護 支援
有限会社孝誠	大島郡喜界町大字志 戸桶4559番地	グループホームが じゅまる	大島郡喜界町大字志 戸桶4545番地	平成30年 5月31日	認知症対 応型通所 介護，介 護予防認 知症対応 型通所介 護
有限会社しもずる 薬局	出水市高尾野町下水 流761番地3	しもずる薬局	出水市高尾野町下水 流761番地3	平成30年 8月31日	居宅療養 管理指 導，介護 予防居宅 療養管理 指導
社会医療法人鹿児島 愛心会	鹿屋市新川町6081番 地1	開聞クリニック	指宿市開聞十町1294 番地2	平成31年 2月28日	訪問介 護，訪問 看護，居 宅療養管 理指導， 通所リハ ビリテー ション， 介護予防 訪問介 護，介護 予防訪問 看護，介 護予防居 宅療養管 理指導， 介護予防 通所リハ ビリテー ション， 居宅介護 支援
医療法人クオラ	薩摩郡さつま町船木 2311番地6	クオラクリニック せんだい	薩摩川内市宮崎町 3000番地	平成31年 3月31日	通所介 護，介護 予防通所 介護
医療法人厚徳会	薩摩川内市勝目町 5842番地5	小規模多機能ホー ムすずらん	薩摩川内市勝目町 5219番地1	平成31年 3月31日	小規模多 機能型居

					宅介護， 介護予防 小規模多 機能型居 宅介護
医療法人クオラ	薩摩郡さつま町船木 2311番地6	介護相談所クオラ せんだい	薩摩川内市宮崎町 3000番地	平成31年 3月31日	居宅介護 支援

鹿児島県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月 日	施術の種類
新留健太	フレアス在宅マッサージ薩摩川内 薩摩川内市平佐町1271番地2メルヘンハウス 203	平成29年 6月1日	あん摩マッ サージ指圧
平城祐弥	フレアス在宅マッサージ霧島 霧島市溝辺町崎森2980番地1ベルアンジュ 102	平成29年 11月1日	あん摩マッ サージ指圧
前原弘幸	リハビリデイサービス隼人国分付属整骨院 霧島市国分野口西289番地	平成29年 12月31日	柔道整復
原圭希	リハビリデイサービス隼人国分付属整骨院 霧島市国分野口西289番地	平成30年 3月31日	柔道整復

鹿児島県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，指定介護機関から次のとおり休止の届出があった。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 者		事 業 所		休 止 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	主たる事務所の所在 地	名 称	所 在 地		
社会福祉法人南さ つま市社会福祉協 議会	南さつま市加世田川 畑2641番地2	居宅介護支援事業 所坊津	南さつま市坊津町泊 9106番地	平成31年 3月31日	居宅介護 支援

鹿児島県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，次のとおり指定医療機関として指定した。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

まこと薬局	日置市伊集院町郡一丁目68番地2号室	平成31年3月25日
かわひら歯科クリニック	霧島市隼人町姫城1089-1	平成31年4月1日
もちはら歯科医院	霧島市隼人町内1530番地1	平成31年4月1日
日置市民薬局	日置市日吉町日置1152番地1	平成31年4月1日
ふらっと薬局	霧島市隼人町内933番地3	平成31年4月16日
きくち内科・糖尿病クリニック	霧島市隼人町内932番地1	平成31年4月25日

鹿児島県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者		事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社南の太陽	肝属郡東串良町新川西1367番地1	訪問看護ステーションのびる	肝属郡東串良町新川西4891番地	平成31年4月1日

鹿児島県告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者		事業所		指定年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人隆盛会	日置市伊集院町徳重一丁目12番地2	いじゅういん脳神経外科通所リハビリテーションセンター	日置市伊集院町徳重一丁目12番地2	平成31年1月1日	介護予防通所リハビリテーション
有限会社サティスライフ	鹿児島市下荒田一丁目37番5-10B	日置市民薬局	日置市日吉町日置1152番地1	平成31年4月1日	居宅療養管理指導
医療法人浩愛会	垂水市田神3536番地1	池田温泉クリニック	垂水市田神3536番地1	平成31年4月1日	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

鹿児島県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
社会医療法人鹿児島 愛心会 鹿屋市新川6081番地 1	中種子ヘルパーステ ーション 熊毛郡中種子町野間 6481番地1	事業所の名 称	中種子クリニッ ク	中種子ヘルパー ステーション	平成30年9 月26日
社会医療法人鹿児島 愛心会 鹿屋市新川6081番地 1	中種子デイサービス センター 熊毛郡中種子町野間 6481番地1	事業所の名 称	中種子クリニッ ク	中種子デイサー ビスセンター	平成30年9 月26日
社会医療法人鹿児島 愛心会 鹿屋市新川6081番地 1	中種子ケアプランセ ンター 熊毛郡中種子町野間 6481番地1	事業所の名 称	中種子クリニッ ク	中種子ケアプラ ンセンター	平成30年9 月26日
有限会社シルバーケ ア 鹿屋市下祓川町1507 番地1	QCC鹿屋 鹿屋市笠之原町1912 番地1	事業所の所 在 地	鹿屋市下祓川町 1507番地1	鹿屋市笠之原町 1912番地1	平成30年10 月1日
医療法人佑志会 日置市伊集院町徳重 二丁目5番地5	訪問介護ステーショ ンもの実 日置市伊集院町徳重 二丁目5番地5	事業所の所 在 地	日置市伊集院町 徳重二丁目8番 地3	日置市伊集院町 徳重二丁目5番 地5	平成30年11 月1日

鹿児島県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更の届出があった。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

氏名及び住所	変更事項	変更内容		変更年月日
		変更前	変更後	
森和紀 霧島市国分中央一丁目25番13号 中央パレスK305号室	住所	霧島市国分中 央五丁目1番 5号IBS国 分マンション 301号室	霧島市国分中 央一丁目25番 13号中央パレ スK305号室	平成30年 1月11日

鹿児島県告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更の届出があった。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	施術所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
牛渡哲雄	訪問マッサージ光 鹿屋市川東町8840番	施術所の名 称	在宅マッサージ 楽楽（らら）	訪問マッサージ 光	平成30年4 月2日

	地6				
--	----	--	--	--	--

鹿児島県告示第59号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
有限会社南の太陽	肝属郡東串良町新川西1367番地1	訪問看護ステーションのびる	肝属郡東串良町新川西4891番地	令和元年5月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第60号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
まこと薬局	日置市伊集院町郡二丁目74番地	有限会社まこと薬局	日置市伊集院町郡二丁目74番地	久保 等	平成31年3月24日	居宅療養管理指導
さつま町福祉用具貸与事業所	薩摩郡さつま町宮之城屋地2117番地1	社会福祉法人さつま町社会福祉協議会	薩摩郡さつま町宮之城屋地2117番地1	二階堂清一	平成31年3月31日	福祉用具貸与
さつま町福祉用具貸与事業所	薩摩郡さつま町宮之城屋地2117番地1	社会福祉法人さつま町社会福祉協議会	薩摩郡さつま町宮之城屋地2117番地1	二階堂清一	平成31年3月31日	特定福祉用具販売
医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	笠毛 静也	平成31年4月30日	訪問看護
薩摩川内市社会福祉協議会上甑支所指定訪問介護事業所	薩摩川内市里町里1900番地2	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会	薩摩川内市永利町4170番地1	今別府哲矢	平成31年4月30日	訪問介護
医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	笠毛 静也	平成31年4月30日	訪問リハビリテーション
医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	笠毛 静也	平成31年4月30日	居宅療養管理指導
医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	笠毛 静也	平成31年4月30日	通所リハビリテーション

鹿児島県告示第61号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
まこと薬局	日置市伊集院町郡二丁目74番地	有限会社まこと薬局	日置市伊集院町郡二丁目74番地	久保 等	平成31年3月24日	介護予防居宅療養管理指導
さつま町福祉用具貸与事業所	薩摩郡さつま町宮之城屋地2117番地1	社会福祉法人さつま町社会福祉協議会	薩摩郡さつま町宮之城屋地2117番地1	二階堂清一	平成31年3月31日	介護予防福祉用具貸与
さつま町福祉用具貸与事業所	薩摩郡さつま町宮之城屋地2117番地1	社会福祉法人さつま町社会福祉協議会	薩摩郡さつま町宮之城屋地2117番地1	二階堂清一	平成31年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	笠毛 静也	平成31年4月30日	介護予防訪問看護
医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	笠毛 静也	平成31年4月30日	介護予防訪問リハビリテーション
医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	笠毛 静也	平成31年4月30日	介護予防居宅療養管理指導
医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	医療法人国分脳神経外科	霧島市国分向花154番地1	笠毛 静也	平成31年4月30日	介護予防通所リハビリテーション

鹿児島県告示第62号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスセンターあいら	始良市西餅田1330-3	医療法人社団永和会	鹿児島市千年二丁目11番14号1階	木下 正嘉	平成31年4月1日	通所介護
オリオン	西之表市安城3680番地350	特定非営利活動法人こすも	西之表市安城3680番地350	松岡 勝廣	令和元年5月1日	通所介護

鹿児島県告示第63号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、令和元年5月20日付けで次のとおり漁業の免許をした。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

奄美大島海区

区画漁業（第2種）

くるまえば養殖業

漁場番号	免許 番号	漁 業 権 者		免許の内容
		住 所	氏名又は名称	
大区く第10号	同左	大島郡瀬戸内町蘇刈885番地	有限会社大島くるま えび養殖場	平成31年3月1日鹿児島県告示第150号で公示したとおり。

鹿児島県告示第64号

阿久根市波留6254番地 倉津正治及び阿久根市波留6543番地8 和田徳幸からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市阿久根区域（阿久根市の地区のうち阿久根市黒之浜区域、阿久根市折口区域、阿久根市大川区域及び阿久根市西目区域を除く地区）
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業又は主としてふぐかご漁業を営む漁業

北薩地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和元年5月24日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
薩摩川内市社会 福祉協議会上甕 支所障害者自立 支援事業所	薩摩川内市里町 里1900番地の2	社会福祉法人薩 摩川内市社会福 祉協議会	薩摩川内市永利 町4107番地1	今別府哲矢	平成31年 4月30日	居宅介護 ・重度訪 問介護

始良・伊佐地域振興局告示第2号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年5月24日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

指定の年 月日	申請者の住所及び 名称並びに代表者 の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成31年 4月23日	霧島市国分中央三 丁目3番3号 株式会社国分ハウ ジング 代表取締役 久保範和	始良市東餅田字大坪2532 番1及び2532番4	55.43	4.98～5.08

公 告

令和元年度家畜商講習会開催公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和元年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開催の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1日	令和元年7月29日（月） 午前9時から午後5時まで	鹿児島県社会福祉センター7階大会議室（鹿児島市鴨池新町1番7号）
第2日	令和元年7月30日（火） 午前9時から午後5時まで	同上

2 講習内容

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項各号に掲げる事項のほか、知事が必要と認める事項

3 受講資格

制限はない。

4 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

5 講習手数料

3,300円

6 受講手続

(1) 提出書類等

ア 受講申請書

イ 講習手数料（3,300円分の鹿児島県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

ウ 4に該当する者にあつては、講習時間の特例措置適用申請書及び獣医師免許の写し又は家畜人工授精師免許の写し

(2) 受講申請書等の提出先

鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

7 受講申請書の提出期限

令和元年6月25日（火）

8 受講申請書等の用紙の交付

受講申請書及び講習時間の特例措置適用申請書の用紙は、鹿児島県農政部畜産課、各地域振興局、各支庁及び各市町村担当課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-2111内線3226）、各地域振興局、各支庁又は各市町村担当課に対して行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年5月24日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

霧島市隼人町内山田三丁目760番2の一部、773番3、773番9、806番2、806番3、806番4、807番、811番、812番、814番1、814番4、814番5、814番7、814番8、814番9、814

- 番10, 814番11, 760番 2 地先里道の一部, 807番地先里道の一部及び814番 8 地先水路の一部
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
 道路 霧島市隼人町内山田三丁目760番 2 の一部, 773番 9 , 806番 4 , 807番の一部, 811番の一部, 812番の一部, 760番 2 地先里道の一部, 807番地先里道の一部及び814番 8 地先水路の一部
 水路 霧島市隼人町内山田三丁目812番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
 霧島市隼人町住吉1361番地 4
 株式会社川添不動産
 代表取締役 川添誠一

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は, 完了した。

令和元年 5 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 霧島市隼人町西光寺字東免2463番 7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
 鹿児島市住吉町13番 6 号
 鹿児島荷役海陸運輸株式会社
 代表取締役 杉木保隆

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 1 項の規定による協議が調ったので, 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

令和元年 5 月 24 日

鹿児島県監査委員	長野信弘
同	大 藺 豊
同	酒 匂 卓 郎
同	前 野 義 春

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
古川 康郎	鹿児島市堀江町 8 番19-1305号
松野下剛市	日置市伊集院町妙円寺二丁目38番地 9
松枝 千鶴	鹿児島市柳町 2 番14-1202号
大野 竜也	鹿児島市三和町58番 2 号

- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和元年 5 月 24 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

公 安 委 員 会 告 告

警備員等検定合格者審査実施公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第 5 条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第 6 条の規定により, 鹿児島県公安委員会が行う審査（学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和元年5月24日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 検定合格者審査の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格
 - (1) 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - (2) 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査
空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者
 - (3) 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査
旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者
 - (4) 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査
常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
 - (5) 交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査
旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者
 - (6) 交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査
交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
 - (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査
旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（次号において「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者
 - (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査
核燃料物質等運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
 - (9) 貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査
旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者
 - (10) 貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査
貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
- 2 検定合格者審査の申請の対象者
検定合格者審査は、次に掲げる条件のいずれも満たさない者について行う。
 - (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
 - (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第12条第1項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの
- 3 検定合格者審査の実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
令和元年6月26日（水）午前9時から午後1時までとする（午前8時30分までに当該旧検定合格証を持参の上、鹿児島県警察本部1階正面玄関ロビーに集合すること。）。
 - (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- 4 検定合格者審査の方法
 - (1) 1級の検定合格者審査
 - ア 学科試験
 - イ 科目
 - a 警備業務に関する基本的な事項

- b 法令に関すること。
 - c 警備業務の実施に関すること。
 - d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (イ) 問題数
10問
 - イ 実技試験
 - (ア) 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (イ) 内容
徒手の護身術の基本動作を2種類実施
 - (2) 2級の検定合格者審査
 - ア 学科試験
 - (ア) 科目
 - a 警備業務に関する基本的な事項
 - b 法令に関すること。
 - c 警備業務の実施に関すること。
 - d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (イ) 問題数
10問
 - イ 実技試験
 - (ア) 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (イ) 内容
徒手の護身術の基本動作を1種類実施
 - (3) 各級とも学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- 5 提出書類
- (1) 検定規則に規定する審査申請書（検定規則別記様式。以下「審査申請書」という。）
1通
 - (2) 住所地を疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧規則第8条の規定に基づく合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けた者で、県内に居住するものに限る。） 1通
 - (3) 営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、県内の営業所に属する警備員に限る。） 1通
 - (4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉
 - (5) 旧検定合格証の写し 1通
 - (6) 審査手数料 4,700円（4,700円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。）
なお、審査申請書を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。
- 6 申請先
- 申請先については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 県内に居住し、県内の営業所に属する警備員
住所地又は営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - (2) 県内に居住し、県外の営業所に属する警備員
住所地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - (3) 県外に居住し、県内の営業所に属する警備員
営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - (4) 県外に居住し、県外の営業所に属する警備員で、鹿児島県公安委員会から旧検定合格証

の交付を受けているもの

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

7 申請方法

受審者本人が6の申請先に直接持参により、令和元年6月10日（月）から同月14日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

なお、受審希望者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。

8 合格者の発表及び成績証明書の交付

(1) 合格者の発表は、検定合格者審査当日、検定合格者審査の実施場所において行う。

(2) 検定合格者審査当日、合格者には検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

9 その他

受審希望者は、1の(1)から(10)までの検定合格者審査のうち、いずれかの審査についてのみ申請することができる。

10 審査に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

.....

令和元年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イ及びロの規定に係る令和元年度駐車監視員資格者講習及び認定考査を次のとおり実施する。

令和元年5月24日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 実施日時

(1) 駐車監視員資格者講習の日時

ア 講習

令和元年7月3日（水）及び同月4日（木）午前9時から午後5時まで

イ 修了考査

令和元年7月11日（木）午前9時から午前10時まで

(2) 認定考査の日時

令和元年7月11日（木）午前9時から午前10時まで

2 実施場所

鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鳴池新町7番4号）

3 定員

講習及び認定考査の人員を合わせて10人

4 講習及び認定考査の方法

(1) 講習項目

ア 交通警察総説

イ 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要

ウ 放置車両の確認に必要な基礎知識

エ 放置車両の確認等の実施要領等

オ 基本的心構え及び職務倫理

(2) 修了考査の実施

(1)の講習項目に関し、受講者が講習事項を理解したか否かの修了考査を実施する。

なお、修了考査の結果、一定基準を満たした者については、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(3) 認定考査の実施

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者であるかの審査をするため、認定考査を実施する。

なお、認定考査の結果、一定基準を満たした者については、委託規則第10条第4項に規定する認定書を交付する。

5 講習及び認定審査の申請手続

(1) 講習の申請手続

ア 提出書類等

(ア) 講習を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入して、申込者の住居地を管轄する警察署に申込者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申込者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申込みの際には、委託規則第7条第2項に規定する写真（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真。以下同じ。）1枚を申込書に貼り付けて提出すること。

(ウ) 申込書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申込書提出後、申込者に駐車監視員資格者講習受講票が送付されるので、申込者は講習受講の際は必ず同受講票を提出すること。

(2) 認定審査の申請手続

ア 提出書類等

(ア) 認定審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条第1項に規定する認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入して、申請者の住居地を管轄する警察署に申請者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申請の際には、委託規則第7条第2項に規定する写真1枚を申請書に貼り付け、委託規則第10条第3項に規定する書類を添付しなければならない。

(ウ) 申請書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申請書提出後、申請者に駐車監視員資格者認定審査受検票が送付されるので、申請者は認定審査の際は必ず同受検票を提出すること。

6 手数料

(1) 講習手数料

講習手数料 20,000円

20,000円分の鹿児島県収入証紙を申込書に貼り付けて提出すること。

なお、申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

(2) 認定申請手数料（認定審査）

認定申請手数料 4,500円

4,500円分の鹿児島県収入証紙を申請書に貼り付けて提出すること。

なお、申請書を受け付けた後は、認定申請手数料は返還しない。

7 受付期間

令和元年5月27日（月）から同年6月14日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、講習及び認定審査の人員が合わせて10人になり次第受付を終了する。

8 修了審査及び認定審査の合格者の発表

修了審査及び認定審査終了後、当日中に合格者を発表する。

9 その他

(1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了し、又は駐車監視員資格者講習の課程

を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

ア 18歳未満の者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 集団的に、又は常習的に委託規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

(2) 問合せ先

本件についての問合せは、鹿児島県警察本部交通指導課（代表電話099-206-0110内線5126）又は鹿児島県内の最寄りの警察署に対して行うこと。